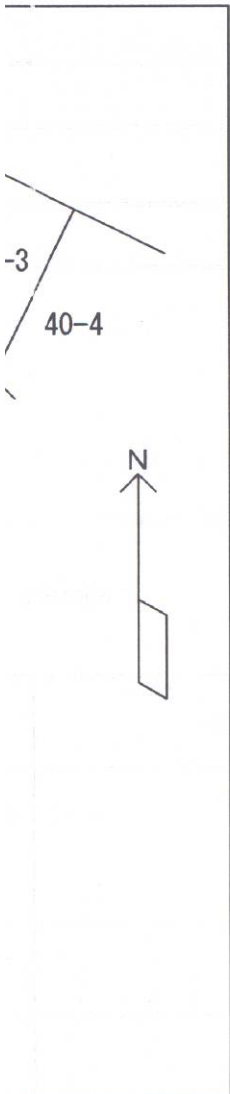
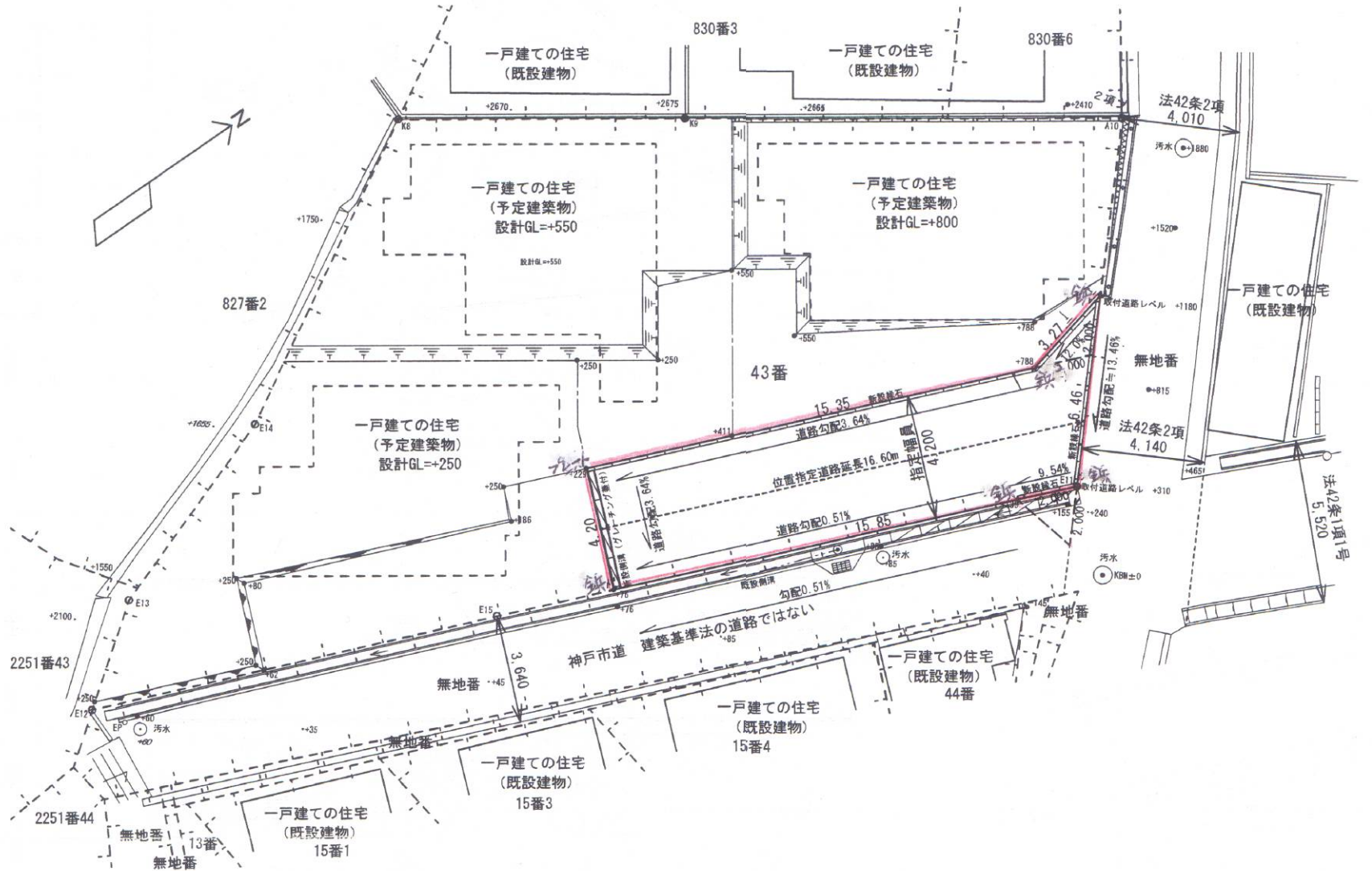


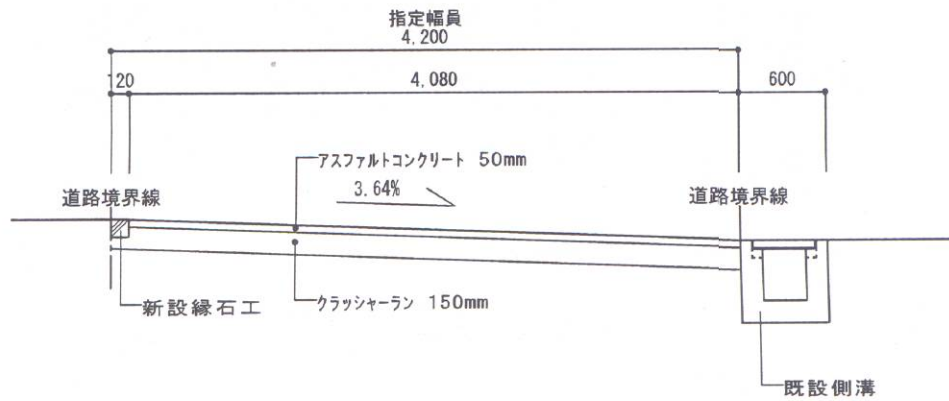
・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。
 ・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談下さい。
 ・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。



平成31年01月29日
 神戸地方方法務局北出張所にて転写
 神戸市北区鈴蘭台西町1丁目13-14
 HIRO二級建築士事務所



計 画 図 1/200



標準横断面図 1/50

・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。
 ・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談下さい。
 ・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。